



消防団の組織概要

令和 3 年 4 月 1 日現在

都道府県名	熊本県	所在地	〒869-0492	
市町村名	宇土市		熊本県宇土市浦田町51	
消防団事務所管	宇土市役所危機管理課	電話番号(直通)	0964-22-1111(212.213)	FAX 0964-23-6247
消防団名	宇土市消防団	メールアドレス	kikikan01@city.uto.lg.jp	

組織	分団数	7	分団	ホームページURL	https://www.city.uto.kumamoto.jp/														
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント	https://www.facebook.com/utocity														
	方面隊数	0	隊	【組織概要図】															
	部数	20	部																
	班数	38	班																
団員数	条例定数	565	人																
	実員数	555	人																
	男性団員数	537	人																
	女性団員数	18	人																
	基本団員数	529	人																
	大規模災害団員数	0	人																
	その他の機能別団員数	26	人																
職業構成別団員数	国家公務員	1	人																
	地方公務員	73	人																
	都道府県職員	5	人																
	市区町村等職員	68	人																
	特殊法人等公務員に準ずる職員	12	人																
	農協職員	12	人																
	日本郵政グループ	3	人																
	その他	466	人																
ポンプ	普通消防ポンプ自動車	0	台																
	水槽付消防ポンプ自動車	0	台																
	小型動力ポンプ付積載車	36	台																
	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	0	台																
	手引き動力ポンプ	0	台																
消防団活動事例・PR等	<table border="1"> <tr> <td>第一分団(宇土地区)</td> <td>3部 4班</td> </tr> <tr> <td>第二分団(花園地区)</td> <td>3部 6班</td> </tr> <tr> <td>第三分団(轟地区)</td> <td>2部 3班</td> </tr> <tr> <td>第四分団(緑川地区)</td> <td>2部 6班</td> </tr> <tr> <td>第五分団(網津地区)</td> <td>3部 6班</td> </tr> <tr> <td>第六分団(走潟地区)</td> <td>2部 2班</td> </tr> <tr> <td>第七分団(網田地区)</td> <td>3部 7班</td> </tr> </table>					第一分団(宇土地区)	3部 4班	第二分団(花園地区)	3部 6班	第三分団(轟地区)	2部 3班	第四分団(緑川地区)	2部 6班	第五分団(網津地区)	3部 6班	第六分団(走潟地区)	2部 2班	第七分団(網田地区)	3部 7班
	第一分団(宇土地区)	3部 4班																	
	第二分団(花園地区)	3部 6班																	
	第三分団(轟地区)	2部 3班																	
	第四分団(緑川地区)	2部 6班																	
	第五分団(網津地区)	3部 6班																	
	第六分団(走潟地区)	2部 2班																	
第七分団(網田地区)	3部 7班																		
報酬	報酬額(階級: 団員)	年額	21,000	円															
	(参考) 交付税単価(階級: 団員)	年額	36,500	円															
出動手当	火災	2,200	円																
	風水害等の災害	2,200	円																
	(参考) 交付税単価	7,000	円/回																

※1: 「消防団の組織概要等の調査」による

※2: 出動手当について、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。

もっとも、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。

※3: 詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。